

## 野迫川村「地域おこし協力隊（会計年度任用職員）」隊員募集要項

野迫川村では、令和8年から活動する地域おこし協力隊員を募集します。

野迫川村は、奈良県の西南部に位置し、人口300人足らずの離島を除けば日本で一番人口の少ない村です。森林が村の総面積の98%を占める豊かな自然と森林資源に恵まれ、林業は古くから村民の暮らしを支えてきました。また最近では、七つの雲海が見られる村として紹介され、訪れる方も増えています。一方、人口減少、少子・高齢化の進行は、他のどの地域にも比して大きな課題となっており、これに打ち勝つためには村民の力だけでは困難な状況にあります。

そのため、村内事業所などで働き、産業振興、村民の生活支援などに取り組んでもらえる、村外の活力ある人材を積極的に受け入れ、地域おこしの手助けをお願いしたいと考えております。

新たな視点で村の課題を見つめ、地域の人々と力を合わせて地域活動に取り組んでいただける、意欲あふれる地域おこし協力隊員を募集します。

### 1. 業務および募集人数

下記業務に従事する8名程度の地域おこし協力隊員を募集します。

各業務の詳細については、「11. 募集する業務の詳細」をご覧ください。

- ①森林資源を活用した特産品の開発、販売などに関する業務
- ②ガソリンスタンドの運営などに関する業務
- ③野迫川村における森林整備に関する業務
- ④野迫川村におけるアマゴ養殖に関する業務

なお、相談の上、採用後に業務を変更することも可能です。

### 2. 応募資格

各項目に記載している内容に加え、下記の（1）～（8）のすべてを満たす方とします。

- （1）生活の拠点が3大都市圏または都市地域に移住している方

※

- （2）性別は問いません。
- （3）職員と協力しながら、意欲と情熱をもって活動に取り組み、地域行事等にも積極的に参加できる方。
- （4）都市地域等から野迫川村に住民票を異動し移住できる方。（お住まいの地域が過疎地域などの条件不利地域に指定されていないこと。また家族での移住も可能です。）
- （5）最長で3年間の活動期間終了後も、野迫川村に定住し、就業しようとする意欲のある

方。

- (6) 普通自動車免許（AT 限定可）を持っている方。
- (7) 地方公務員法第 16 条規定による欠格条項に該当しない方。

#### 4. 雇用形態・期間

村長が野迫川村地域おこし協力隊隊員に任用（フルタイム会計年度任用職員）  
採用日～令和 9 年 3 月 31 日

※ 活動意欲および活動実績により、最大で 3 年間（36 ヶ月）任用します。

#### 5. 給与・賃金等

- 月額 180,000 円～220,000 円  
（業種により給与を決定します。）

#### 7. 待遇・福利厚生

- (1) 住居は野迫川村が用意する住宅に居住していただきます。借上げ料は、村が負担します。家族での移住も可能です。生活用品、光熱水費等は自己負担です。
- (2) 必要に応じ、活動に使用する自動車は村で用意します。活動に係る燃料費は村で負担します。
- (3) 必要に応じ、パソコンやプリンター・通信機器を村で貸与します。
- (4) 社会保険等（厚生年金、健康保険、雇用保険）に加入します。
- (5) 活動に係る調査研究及び研修費等について、予算の範囲内で村が支援します。

#### 6. 勤務日・勤務時間・休日

- (1) 勤務日数  
原則として週 5 日勤務
- (2) 勤務時間  
原則として午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（1 時間休憩を含む）
- (3) 休日  
土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）  
ただし、活動内容によって休日勤務もあります。その場合、週の基本時間を越える時間は代休となります。
- (4) 休暇  
年次休暇 10 日（6 ヶ月経過後）

#### 7. 地域おこし協力隊の活動等に対する支援等

野迫川村は、地域協力活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行います。

- (1) 地域協力活動に関する総合調整
- (2) 活動を行う地域との調整及び住民への周知
- (3) 地域活動終了後の定住支援
- (4) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

## 10. 応募手続き等

- (1) 応募受付期間

随時受付を行い、募集人数が定数に達した場合は、受付を終了します。

- (2) 提出書類

ア 野迫川村「地域おこし協力隊」隊員応募用紙

イ 履歴書（JIS規格形式A4サイズ）※市販のもの

※提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

- (1) 提出方法

「野迫川村地域おこし協力隊応募提出書類在中」と封書に明記し、下記の提出場所まで郵送もしくは持参ください。

- (2) 提出場所

野迫川村役場 産業課 地域おこし協力隊係

〒648-0392 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84

TEL: 0747-37-2101 FAX: 0747-37-2107

E-mail: [sangyoul@vill.nosegawa.nara.jp](mailto:sangyoul@vill.nosegawa.nara.jp)

## 11. 募集する業務の詳細

- ①森林資源を活用した特産品の開発、販売に関する業務（募集人員：若干名）

（一社）のせ川くれよんの特産品部門が勤務先となります。

野迫川村の特産品である、コウヤマキなどの森林資源を活用し加工、販売などを行うことが主な業務です。

- ②ガソリンスタンドの運営などに関する業務（募集人員：若干名）

（一社）のせ川くれよんの燃料部門が勤務先となります。

野迫川村唯一のガソリンスタンドである「のせ川サービスステーション」においてガソリン等を販売、配達を行うのが主な業務です。

- ③野迫川村における森林整備に関する業務（募集人員：2名）

野迫川村内の林業事業体（野迫川村森林組合、（有）津田林業）が勤務先です。

村内の林業事業体に派遣し、木材の伐採や木材の加工などを行うのが主な業務です。

④野迫川村におけるアマゴ養殖に関する業務（募集人員：若干名）

野迫川村内にある大股漁業生産組合が勤務先となります。

近畿地方で一番の規模を誇る養殖場で、アマゴの餌やり、池の掃除等を行うのが主な業務です。

## 1 2. 選考方法

1次審査は書類選考、2次審査については面接による審査を行います。なお、地域住民と力を合わせて地域づくり活動に取り組んでいただける方を優先し、選考を行います。

（※応募の秘密は守られます。）

(1) 1次審査（書類選考）

書類選考の上、2次審査のご案内と併せて後日郵送で通知します。

(2) 2次審査（面接選考）

第1次審査合格者を対象に、野迫川村で面接による審査を行います。日程等は第1次選考結果通知の際にお知らせします。なお、第2次選考審査に要する交通費等は自己負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果は、第2次選考終了後に文書で通知します。

(4) 採用決定

採用決定後、活動内容調整や雇用手続き等の連絡調整を行います。なお、委嘱状の交付は、委嘱開始日とします。

※ 野迫川村への転入の手続きは、必ず雇用契約締結日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用の取り消しとなる場合があります。

## 1 3. その他

募集要項に掲載されていない事項は、設置要綱によるものとします。

## 1 4. お問い合わせ

野迫川村役場 産業課

〒648-0392 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84

TEL：0747-37-2101 FAX：0747-37-2107

E-mail：[sangyou1@vill.nosegawa.nara.jp](mailto:sangyou1@vill.nosegawa.nara.jp)